

令和 4 年

宝達志水町議会会議録

第 4 回定例会

令和 4 年 11 月 14 日 開会

令和 4 年 11 月 22 日 閉会

宝達志水町議会

本定例会に付議された議案件名

- 議案第47号 令和4年度宝達志水町一般会計補正予算（第8号）
- 議案第48号 令和4年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第49号 令和4年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第50号 令和4年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第51号 令和4年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第52号 令和4年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第53号 令和4年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第54号 令和4年度宝達志水町病院事業会計補正予算（第3号）
- 議案第55号 地方公務員の定年延長に伴う関係条例の整備等に関する条例について
- 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 報告第17号 専決処分の報告について
- 専決第13号 令和4年度宝達志水町一般会計補正予算（第7号）

令和4年11月14日（月曜日）

◎出席議員

1 番	岩 根 信 水	7 番	柴 田 捷
2 番	勝 二 正 人	9 番	北 本 俊 一
3 番	松 浦 文 治	10 番	金 田 之 治
4 番	林 稔	11 番	小 島 昌 治
5 番	塚 本 勇 仁	12 番	北 信 幸

◎欠席議員

6 番 土 上 猛

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

次 長 開 美 紀

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	寶 達 典 久
副 町 長	大 岩 慎 一
危機管理監兼 環境安全課長	藤 井 博 樹
企画情報課長	大 下 佳 子
財 政 課 長	金 田 成 人
商工観光課長	守 田 幸 浩
税務住民課長	菅 野 嘉 一
健康福祉課長兼 子育て応援室長	定 免 文 江
健康づくり推進 室 長	浜 坂 浩 幸
農林水産課長	松 原 好 秀
地域整備課長	杉 谷 克 久

会 計 課 長	松 坂 久 代
宝達志水病院 事 務 局 長	松 田 英 世
教 育 長	細 江 孝
学校教育課長兼 小学校統合準備 室 長	安 達 大 治
学 校 教 育 課 担 当 課 長	岡 本 泰
生涯学習課長	宮 本 孝 則
総務課長補佐	松 浦 賢 也

◎議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	議案第47号 令和 4 年度宝達志水町一般会計補正予算（第 8 号）
日程第 5	議案第48号 令和 4 年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算 （第 1 号）
日程第 6	議案第49号 令和 4 年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予 算（第 1 号）
日程第 7	議案第50号 令和 4 年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 8	議案第51号 令和 4 年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補 正予算（第 1 号）
日程第 9	議案第52号 令和 4 年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第10	議案第53号 令和 4 年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第11	議案第54号 令和 4 年度宝達志水町病院事業会計補正予算（第 3 号）
日程第12	議案第55号 地方公務員の定年延長に伴う関係条例の整備等に関す

る条例について

- 日程第13 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第14 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第15 報告第17号 専決処分の報告について
専決第13号 令和4年度宝達志水町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第16 諮問案件に対する質疑・討論の省略
- 日程第17 諮問案件の採決
- 日程第18 議案に対する質疑
- 日程第19 町政一般についての質問
- 日程第20 委員長報告（決算特別委員会）
- 日程第21 委員長報告に対する質疑
- 日程第22 討論
- 日程第23 採決
- 日程第24 議案の委員会付託

◎伝達式

○議会事務局次長（開 美紀君） 開会に先立ちまして、感謝状の伝達式を行います。

この度、北 信幸議員に対し、永年地方議員として地方自治行政に貢献された御労苦に対し、総務大臣から感謝状が贈られておりますので、金田議長から伝達いたします。

金田議長、北議員は演壇前までお願いします。

〔伝 達〕

○議会事務局次長（開 美紀君） おめでとうございます。

これで伝達式を終わります。

◎開会・開議

○議長（金田之治君） あらかじめ申し上げます。

町広報担当課及び報道機関からビデオ、写真撮影の申出がありましたので、これを許可いたします。また、議会の生中継をインターネットで配信しております。

議会事務局職員及び説明員の欠席報告がありますので、議会事務局次長から報告させます。

○議会事務局次長（開 美紀君） 欠席の報告をいたします。

坂井 賢議会事務局長及び岡田正人総務課長は都合により欠席であります。

なお、説明員においては、松浦賢也総務課長補佐が出席しております。

○議長（金田之治君） ただ今から、令和4年第4回宝達志水町議会定例会を開会いたします。

ただ今の出席議員は10名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（金田之治君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第127条の規定により、3番 松浦文治君、4番 林 稔君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（金田之治君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から11月22日までの9日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、会期は本日から11月22日までの9日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（金田之治君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

まず、「令和4年9月8日の一般質問を視聴して」をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、監査委員から、令和4年8月分から9月分までに關する例月出納検査の結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、今定例会の説明員の職・氏名は、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

◎提出議案の上程・説明

○議長（金田之治君） これより、本日提出のありました議案第47号 令和4年度宝達志水町一般会計補正予算（第8号）から報告第17号 専決処分の報告について、専決第13号 令和4年度宝達志水町一般会計補正予算（第7号）までの議案9件、諮問2件及び報告1件を一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 本日ここに令和4年第4回宝達志水町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多忙の折にもかかわらず御参集を賜り、心から御礼を申し上げます。

開会に当たりまして、町政を取り巻く諸情勢について述べますとともに、本定例会に提

案いたしました諸議案について、順次、その趣旨と概要を御説明申し上げます。

世界に大きな影響を与えた新型コロナウイルス感染症、国際秩序の根幹を揺るがすロシアのウクライナ侵略等、我が国を取り巻く環境に大きな変化が起きています。内外における多くの困難が同時かつ複合的に影響し、我が国においては物価高騰による経済への影響やコロナ禍で著しく進行する少子化や潜在成長率の停滞などの難局にあります。

こうした社会課題の解決に向けた取組を進めるとともに、その取組自体を付加価値創造の源泉として社会の発展に結びつけていくことが重要です。

そのための柱の一つは、「デジタル田園都市国家構想」です。デジタル技術は地方における利便性向上を通じて社会課題を解決する鍵であり、新たな価値を生み出す源泉になり得るものであり、今般の補正予算に提案したマイナンバーカードの普及促進をはじめとして、各種事業を推進してまいります。

また、今後、小学校統合や道路整備等の大型事業推進のために基金繰入れが必要となるとともに、来年度の一般財源は本年度の58.9億円から2.7億円減の総額56.2億円と見込まれます。

この厳しい状況に対処していくために、予算編成の基本方針として掲げる「徹底した行財政改革の推進」、「第2次総合計画の着実な推進」、「過疎地域持続的発展計画の推進」と、予算編成の権限と責任の一部を各課に委譲する枠配分方式に継続して取り組むとともに、持続可能な地域を目指すため、財源と人材の有効活用を図ってまいります。

次に、小学校の統廃合について申し上げます。

現在、小学校統合準備委員会の総務部会、通学・PTA部会、学校教育部会、事務部会の4部会において、校章デザインや校歌、通学路、PTA組織等の準備事項について協議を進めていただいております。

町では、児童が安心して新しい小学校に移行できるよう各小学校の改修を進めるとともに、学校行事における交流等を行ってまいります。

次に、11月19日に開催される宝達志水大花火について申し上げます。

本町においては毎年9月に東間地区において花火大会が開催されていましたが、地域における担い手が減少し、運営の負担が重くなったことから、令和元年を最後に休止されてきました。しかし、町の象徴の一つでもある花火大会の復活に期待する声が多くあったことから、本年2月に有志の方々により、宝達志水大花火実行委員会が設立されました。

町では、花火大会の開催を支援するために、本事業をふるさと納税を活用したガバメン

クラウドファンディングの第1号に認定したところ、900名を超える方に御賛同いただき、目標を大きく超える金額の御寄附を頂きました。

この花火大会では、県の伝統工芸に指定されている能登花火による趣向を凝らした多彩な花火が打ち上げられるほか、地場製品の販売やミニイベントが計画されており、町を盛り上げるとともに魅力を発信するすばらしい行事になることを期待しております。盛大かつ安全に開催できますよう、実行委員会の御尽力と町民の皆様の御協力をお願い申し上げます。

次に、県原子力防災訓練について申し上げます。

この訓練は、原子力災害に対する防災業務関係者の技能向上と住民の防災意識の高揚を図るとともに、災害対応体制を検証するものであります。今回の訓練は志賀町において地震が発生し、志賀原子力発電所の原子炉冷却機能が喪失したとの想定で、今月行われます。

本町では、災害対策本部設置訓練のほか、屋内退避訓練や放射線防護施設の活用訓練などを実施する予定です。多くの町民の方に御参加いただき、災害対応力の向上や防災意識の高揚に繋がりたいと考えておりますので、御協力をお願いします。

次に、雪害対策について申し上げます。

気象庁が発表した3か月予報では、平年と同様に曇りや雨、または雪が多いとなっております。本町においては、除雪業者等と連携し、除雪対策に万全を期す考えであり、町民の皆様にも除雪や交通の確保等に御協力をお願いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症について申し上げます。

感染者数は8月下旬から減少傾向にあったものの、先月から再び増加し始めており、非常に多くの感染が発生した第7波を超える流行が懸念されています。感染の減少とこれに伴う行動制限の緩和は、多くの方が協力して感染予防に取り組んできた成果であり、今後も手指消毒や必要な状況でのマスクの着用、ワクチン接種等への御協力をお願い申し上げます。

それでは、今定例会に提出する補正予算関係8件、条例関係1件、人事関係2件、報告関係1件について順次御説明申し上げます。

まず、議案第47号 令和4年度宝達志水町一般会計補正予算（第8号）についてであります。

今回の補正は1億9,817万4,000円を追加し、総額を87億2,955万円とするものであります。

総務費では、職員共済組合追加負担金の負担率変更に伴う減額のほか、ふるさと納税の寄付額増加に伴う所要の経費とマイナポイント第2弾終了後に行う町独自のマイナンバーカード普及促進費、また、カーブミラーと今浜海岸入り口のライブカメラの修繕費と電気料高騰に伴う役場庁舎の光熱水費を追加するものであります。

民生費では、子ども・子育て支援交付金の確定に伴う過年度国庫補助金の返還金及び県の乳幼児医療費助成拡充に伴うシステム改修費、職員の住所地変更に伴う通勤手当と管外保育委託の途中入所児童の増員に伴う経費を追加するものであります。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業費におけるオミクロン株対応ワクチンの接種費用のほか、過年度国庫負担金の返還金に加え、電気料高騰に伴う町民センターアステラスの光熱水費を増額するものであります。

農林水産業費では、定住就農促進を目的とした地域おこし協力隊2名の活動経費のほか、環境省のトキ放鳥事業で能登地域が放鳥候補地と選定されたことから、モデル地区での取組に対する補助金を追加するものであります。

商工費では、電気、ガス、燃料費等の価格高騰により大きな影響を受けている町内事業者の負担を軽減するための支援金と、宝達山登山道こぶしの路の利用者が増加し駐車場が不足しているため、第2駐車場の整備費を追加するほか、コロナ対応及び地域振興業務の増加に伴う時間外勤務手当と新規創業者に交付する補助金を増額するものであります。

土木費では、下水道事業において米出バイパス工事に併せて建設改良工事を行うことから、繰出金を追加するものであります。

消防費では、災害対応に必要となる管理職員特別勤務手当を増額するほか、消防団員安全装備品整備事業の助成が決定したことから、財源組替えを行うものであります。

教育費では、校務用データサーバーの修繕費を追加するほか、校務支援システムの内容見直しによる減額を行うものであります。

また、生涯学習センター内の防犯対策用監視カメラが故障したため、機器の更新費に加え、電気料金高騰に伴う光熱水費を増額するほか、クラシック音楽の催しである「風と緑の楽都音楽祭」開催事業費を追加するものであります。

財源となります歳入予算については、国庫支出金、県支出金、財産収入、寄附金、諸収入のほか、繰越金を充てるものであります。

また、一般会計を始め、議案第48号から第54号までの全ての特別会計及び事業会計において、来年度当初から契約の履行が必要なものについて、事業の円滑な執行のため債務負

担行為を設定するものであります。

次に、議案第52号 令和4年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第2号）については、収益的支出において、水道管の老朽化に伴う漏水が複数発生し、対応に当たった職員の時間外手当を増額するものであります。

次に、議案第53号 令和4年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第1号）については、資本的支出において、米出バイパスの工事に併せ、公共下水道の施設統廃合に伴う接続管渠工事費を増額するものであり、資本的収入において、補助金、企業債、他会計補助金を追加するものであります。

続きまして、条例関係について御説明いたします。

まず、議案第55号 地方公務員の定年延長に伴う関係条例の整備等に関する条例についてであります。

これは、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員の定年を段階的に65歳に引き上げることと、これに伴う制度変更に対応するため、所要の条例改正を行うものであります。

次に、諮問第2号と諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

本2件は、令和5年3月31日をもって任期満了となる2人の人権擁護委員について、いずれも宝達志水町の小川2の部45番地4、長谷川明弘氏を再任し、河原口118番乙地、野崎篤氏の後任として、三日町イ4番地、岡部京子氏を法務大臣に推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

任期満了により退任される野崎氏におかれましては、人権擁護委員として人権思想の普及高揚に御尽力されましたことに対し、深く感謝を申し上げます。

次に、報告第17号 令和4年度宝達志水町一般会計補正予算（第7号）の専決処分についてであります。

この補正では、物価高騰による家計への負担を軽減するため、住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対し、1世帯当たり5万円の給付を行う経費として、歳出においては民生費に6,682万1,000円を追加し、歳入においては国庫支出金を充てるものであります。

以上で案件の提案理由を終わりますが、何とぞ慎重なる御審議の上、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（金田之治君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎諮問案件に対する質疑・討論の省略

○議長（金田之治君） お諮りします。諮問第2号及び諮問第3号は、人事案件につき、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、諮問第2号及び諮問第3号は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

◎諮問案件の採決

○議長（金田之治君） これより採決を行います。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての諮問を採決します。

本案は原案のとおり、人権擁護委員候補者として適任として答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、諮問第2号は原案のとおり適任として答申することに決定いたしました。

○議長（金田之治君） 次に、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての諮問を採決します。

本案は原案のとおり、人権擁護委員候補者として適任として答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、諮問第3号は原案のとおり適任として答申することに決定いたしました。

◎諮問案件以外の議案に対する質疑

○議長（金田之治君） 次に、諮問第2号及び諮問第3号を除く全議案に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

◎町政一般についての質問

○議長（金田之治君） 次に、一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定による一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

3番 松浦文治君。

〔3番 松浦文治君 登壇〕

○3番（松浦文治君） 質問の機会をいただきましたので、以下2点質問いたします。

まず、わが町に道の駅を作ろうという題でございます。

我が町には道の駅がありません。両隣の市町には道の駅があり、かなり賑わいを見せております。町民から、我が町にも誇れる道の駅を作ってほしいなという声をいただいております。

本町には末森城跡などの地域資源がたくさんあるのに、埋もれて生かされていないように思います。それらを掘り起こして道の駅で利活用すれば、どこにも負けない持続可能性のある町になると思います。

ここでお聞きいたします。

我が町に道の駅がない。なぜ作らないのですか。今までに作ってほしいとの町民等の要望、意見はなかったのか。本町で道の駅を検討することはなかったのですか。本町に訪れている観光客等は年間どれだけで、総収入などはどれだけあるのでしょうか。今後の我が町の観光対策はどのようになされていくのでしょうか。

今、農産物の直売所やレストランなどを設けた道の駅が静かなブームを呼んでおります。本県では26の駅があります。当初はドライバーの休憩場所としての側面が強かったのですが、最近大半は農産物の販売やレストランといった地域振興施設を併設し、観光スポットとしても定着しております。情報発信地として最適であると思います。さらに、道の駅を新たな防災避難拠点としても利用できます。こうしたことから、私はこの本町においても道の駅の必要性は大変高いと考えております。

本町には他市町にも勝る地域資源がたくさんあるのですから、道の駅を作り、これを利用して地域活性化を図る必要があるのではないのでしょうか。町にはまだまだ掘り起こしていない地域資源があると思いますので、その対策は今後どのように行われていかれるのでしょうか。

道の駅の整備には何よりも町からの発意が必要でございます。何をおいても町民等の理

解と協力も必要でございます。本町には企業や個人の方がいろいろな物を作っては販売し、個々に情報発信されている方も見受けられます。これらの方の力をお借りして、どのような道の駅を目指していくかも総力で検討すべきではないでしょうか、いかがでしょうか。

地域資源を活用した町おこしなど地域活性化拠点がない、大きな農産物直売所がない、まとまった観光スポット等を紹介する情報発信地もない、観光客等との身近な交流場所もないことなどから、本町を元気にする道の駅を作る計画を始動することはできないでしょうか。

本町の子どもたちに、まずは賑わいのある道の駅を見せるなどして、この地域の魅力を感じて将来も暮らしていただきたい。町外の方にも我が町のすばらしい自然環境や農産物、文化等の地域資源を見ていただき、地理的条件等の情報も発信して、本町の魅力と利便性を感じてもらえれば、引っ越してきてくださると思います。

今、本町の起爆剤として決断と支援が必要だと思います。本町には安心して暮らせる魅力ある持続可能な町づくりを目指してもらいたいと思います。

次に、地元麦生交差点改良と安全対策について。

麦生交差点は南北に通じる国道249号線と東西に通じる町道が交わる信号交差点でございます。相見小学校の通学路ともなっております。登下校時には人、車とも通行量が多い所でございます。交差点西側、つまり相見小学校方面は道路幅が狭く、隅切りがないため、国道から右左折する通行車両は曲がりにくく、対向車線に車をはみ出す状況になっております。

また、交差点北西側開口部には歩行者を守るガードパイプやボラードはなく、歩車道の境界は不明確です。交通規制は、交差点から相見小学校方面は大型貨物自動車の通行止めとなっています。交差点の安全不備から、麦生区からも小学校統廃合を行う令和7年4月までには、どうか麦生交差点の改良をしてほしいとの要望書を本町にも提出しております。相見小学校からも事情を聞きますと、通学路であり、交差点に歩行者を守るガードパイプ等設置してもらえれば安心・安全だなという声もいただいております。

また、消防においては、交差点西側、つまり相見小学校方面は道幅が狭く隅切りがないため、国道から消防の大型車両は曲がりにくい状況であり、運行経路を変えて町指定緊急場所や指定避難所となっている相見小学校、それにその近くにあります防災多目的広場、それに消防団施設に来ている、そういう状況であります。緊急時にも安全に通行できるように、通行を危惧するような状態だと聞いております。

ここでお聞きします。

麦生交差点は道幅が狭く、隅切りがない部分があって通行車両が曲がりにくく、歩道に車両進入を阻止するガードパイプ等がないことから、通行する人、車には危険箇所であります。

通学路でもあり、本町はできる限り早く交差点改良と歩行者を守る安全対策に取り組んでいただけないでしょうか。現在どこまでどのような取組がなされているのか、お聞きいたします。

交差点は交通事故が最も発生する場所でございます。特に子どもが巻き込まれた事故は悲惨でございます。金沢でもそのような事故が発生しております。本町も町民と協力して、安心・安全な町づくりを今後も目指していただきたいと思います。

質問を終わります。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 松浦議員の御質問にお答えします。

道の駅整備の御質問でございますが、整備によって町の特産品の販売や情報発信の新たな拠点が生まれることとなり、各種産業や交流が活性化し、賑わいのある町づくりに繋がることが期待されます。

整備については、町議会において、また町民からの提案もありますが、現在まで具体的な検討は行っておりません。

今後の観光事業については、現在、総合計画の産業版実施計画に位置付ける「官民共創まちづくり戦略」の策定に着手しております。

この戦略は、町の里山里海の恵みを受けた各種産業を連携、融合させて新たな付加価値を創造し、活力ある町づくりに持続的に取り組んでいくことを目的としております。

道の駅は、その戦略の重要項目である地元産品の販売拡大や情報発信の拠点として、また、町民が協力し、活力ある町づくりに取り組んでいくことの象徴ともなることが期待されることから、整備について、まちづくり戦略会議において御議論をいただくことを含め、検討してまいります。

私からは以上です。

○議長（金田之治君） 商工観光課長 守田幸浩君。

〔商工観光課長 守田幸浩君 登壇〕

○商工観光課長（守田幸浩君） 松浦議員の御質問にお答えいたします。

本町への観光客数は、コロナ禍以前は、年間宿泊客は約1万1,000人、日帰り客は25万人から28万人です。観光消費額は、ポイントカードの利用実績から、1人当たり、宿泊客が約1万8,000円、日帰り客が約4,800円です。年間消費額は推計で、宿泊客が約2億円、日帰り客についてはデータが不確実であり、現段階では推計できておりません。

以上です。

○議長（金田之治君） 地域整備課長 杉谷克久君。

〔地域整備課長 杉谷克久君 登壇〕

○地域整備課長（杉谷克久君） 松浦議員の御質問にお答えいたします。

麦生交差点の安全対策については麦生区からも要望を受けておりますが、車両の擦れ違いに十分な道幅があり、歩道部分には歩行者の安全を確保する歩車道境界ブロックが設置されていることから、今のところ改良の必要はないと考えております。

なお、交差点付近では、信号待ちの児童らが車道部に出ないように、町交通安全協会が歩道、歩行者用信号機の下に黄色の足形マークと停止ラインを表示し、歩行者に注意喚起させていただいております。

以上です。

○議長（金田之治君） 3番 松浦文治君。

〔3番 松浦文治君 登壇〕

○3番（松浦文治君） 先ほどちょっと、麦生交差点のことなんですが、学校の関係者から聞いたら、退避場所がない。実際に全く退避場所がないということ聞いております。

先程、言うたらもう確保されておるといようなことを聞いていますけれども、実際に国道から走ってきて突っ込まれた場合、全く退避する場所がありません。それが、退避場所が確保されているような、足形だけあるという。

これだけで、これで私はちょっとおかしいんじゃないかなと。私も以前こういうふうな仕事をしていたもんで分かりますけれども、全く突っ込まれた時に退避場所がないということは学校の関係者も認めております。それを町役場は安全だと言う。足形だけで、それだけでは私は済まないと思いますので、もう一度現場を確認して、もう一度対策を考えていただきたいと思います。

○議長（金田之治君） 杉谷克久君。

〔地域整備課長 杉谷克久君 登壇〕

○地域整備課長（杉谷克久君） 松浦議員の再質問にお答えします。

退避場所につきましては、学校で毎年通学路点検を行っておりますので、また通学路点検を通じまして、学校関係者、警察、そして県の関係者も交えまして、また再度検討したいと思います。

○議長（金田之治君） 次に、7番 柴田 捷君。

〔7番 柴田 捷君 登壇〕

○7番（柴田 捷君） 私から、土木事業に係る一部負担金について、町長にお尋ねをしたいと存じます。

町が行う土木事業に要する費用の一部を、利益を受ける関係集落等から徴収する負担金については、平成22年4月1日施行の「町土木事業の負担金の徴収に関する条例」で定められております。条例制定当時の本町の厳しい財政状況を考えれば、新たな財源確保としてやむを得ない判断があったと推測できるところもございます。

一方、現在はいかがでしょうか。令和3年度実質公債費比率6.5%、将来負担比率24.3%と12年前の平成22年度に比べ大きく改善し、今後についても大型事業が予定されているというものの安定した財政運営が行われるものと考えております。

昨年度の土木工事負担金は、令和3年度歳入歳出決算書によれば598万3,000円であり、財政を圧迫するような金額ではありません。道路は地域の活力向上と安全で快適なまちづくりのための重要なインフラです。町民生活に密着した道路でなければなりません。

町民は、サービスは高く、負担は少ない行政を望んでいます。様々な負担が、若者が愛着のある自分の生まれた土地に定住しない理由の一つになっていることを忘れてはなりません。また、中山間地域の集落では過疎に拍車がかかり、現状維持すらままならず、元気がありません。

条例制定の12年前より財政状況等が大きく改善し、また、環境が変化していることを踏まえ、町の土木事業に係る集落等の負担金については見直すべきと考え、町長に次の質問を行います。

まず、地元負担金の徴収について町の考え方をお聞きしたいと思います。

次に、土木事業の負担金の徴収に関する条例の第2条の2で、前号以外の工事については町長が別に定めるとされております。何が定められているのでしょうか。

地元負担金について、条例制定時と現在の財政状況が明らかに改善されている中で、見直すべき時期に来ていると私は考えます。町のお考えをお聞きします。

併せて、条例第3条のただし書きの考え方とこれを適用した事例がありましたか。あればどのような内容かをお尋ねいたします。

最後に、ある集落では道路幅が狭く、また排水が悪いため側溝改良工事をしたくても、負担金がかかり要望を諦めています。戸数の少ない集落の負担金に上限額を定める減免措置がありますが、世帯にとっては大きな負担であります。まして、不特定の人が通行する町道については、集落要望であっても負担金を取るべきではないと考えます。

町はこの負担金についてどういうお考えなのかをお尋ねして、質問を終わります。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 柴田議員の御質問にお答えします。

最初に、条例制定の背景等につきましては、平成22年当時、集落からの道路改良や舗装等、土木事業の要望が増加していたことから、財政健全化と公平な受益者負担を求めるため、近隣市町の地元負担割合を参考に制定したものであります。

次に、財政状況の改善を踏まえた地元負担金の見直しにつきましては、御指摘のように財政状況は改善しているものの、近年は基金の取崩しにより歳入を確保しているほか、今後、少子高齢化の進展による町税の減収や社会保障費の増加に加え、小学校の統廃合等大型の事業案件が見込まれることから、見直しは考えておりません。

なお、「関係地区が複数あるときは、各地区が受ける利益を基礎として按分の上、各々負担する」とした条例第3条のただし書きの規定を適用した事例はありません。

次に、戸数の少ない集落の負担金につきまして、現在のところ見直しは考えておりませんが、負担金の分割納付の対応等、単年度負担の軽減に配慮しているほか、交通安全施設や冠水被害対策工事等では負担金を減免しております。

なお、危険や不便な箇所の改修は重要と考えておりますので、負担額の多寡によらず御要望いただけるよう各集落に案内をしたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（金田之治君） 地域整備課長 杉谷克久君。

〔地域整備課長 杉谷克久君 登壇〕

○地域整備課長（杉谷克久君） 柴田議員の御質問にお答えいたします。

御指摘の条例第2条第2号において「町長が別に定める」としている内容は、交通安全施設のガードレールや区画線等の工事では、地元負担金を減免できるとして要綱で定めて

おります。

また、条例の別表は負担金を徴収するための道路事業などの区分、側溝改良工事などの事業種別ごとの負担率を定めております。

以上です。

○議長（金田之治君） 7番 柴田 捷君。

〔7番 柴田 捷君 登壇〕

○7番（柴田 捷君） 今ほどの答弁の中で、ちょっと気になりましたので質問させていただきます。

負担金は条例で定める、それでいいんですか。法の規制ではないんですか。法の規制の下で条例が定められているのであれば、ある程度納得はできますが、それを無視して、条例だけで定めたからそれで負担金が取れる。その解釈は正しいのでしょうか。

次に、杉谷課長が言われました、いわゆる要綱の話でしょう。要綱の話の件については、ここ何年かはいろいろ区長会の席上で地元負担金についての資料が出ております。その中に安全施設、特にガードレールについての記述が一切ございません。意識的に書いていないのか、あるいは何かほかの理由があったのか、よく分かりません。

また、別の観点から申し上げれば、負担金の件は小規模な集落のことだけではないんです。多額の負担金に対応できず要望を見送ったり、あるいは規模を縮小して数年に分けて要望しているのが現実です。そういう現実を踏まえていらっしゃるでしょうか。

もう一点申し上げます。若者の定住対策を積極的に取り組んでいるかほく市、あるいは志賀町、どういうことをやっているか御存じですか。是非、見習っていただきたいと思っております。かほく市は地元負担金はありません。志賀町は舗装新設工事のみ負担金があると聞いております。

先程、ただし書きの話やら第2条の話について御答弁ございました。私の集落のことについて例として申し上げたいと思っております。

地元負担金について、先般、私の集落では集落維持管理に要する費用、いわゆる万雑とか、あるいは町会費ですね、そういうものが耕作に関わるものを除いて年間約60万円近くでございます。1戸当たり3万3,000円でございます。今年の集落要望として安全施設に対して3月29日でございますが、文書で採択の回答をいただきました。この場を借りてお礼申し上げたいと思っております。

総事業費680万円、地元負担金68万円でございます。この額は先ほど申しました町会費

に当たる金額をはるかに超えて、1戸当たり3万7,000円になりました。そして、この設置場所は私どもの集落の地域ではございません。隣の散田集落の同意を得て要望したものでございます。

そして、この町道は私どもの集落の上の方には原もございませぬ。当ノ熊もございませぬ。まして散田地内でもございませぬから、散田の集落の方々も多く使われませぬ。大型車両もがんに走っております。そんな中であつても新宮集落からの要望だということ、私どもの集落が負担しなければならぬんですか。おかしいではありませぬか。

先程、私は条例第3条のただし書きに何が書いてあるか、その実態はあつたかと質問いたしました。その質問の答えはありませぬと。これが現実ではないですか、皆さんのやつてゐる道路行政というのは。

年度当初に予算の説明が全員協議会等でもございませぬ。毎年、私はこんな質問をしてゐるのです。道路整備事業の事業費の中の生活道路について、集落要望以外の工事の有無について質問してゐます。答弁は町が計画したものはありませぬ。一体、町道の管理はどなたが管理してゐるんですか。町長そのものじゃないですか。道路管理者じゃないですか。道路管理者がここが危ないからやらなきやいかんと、その部分については負担金はかからない。だから、今小さな集落では、役場が気が付くまで放っておこうやと、これが実態なんですよ。

道路管理者として、先程、若干の答弁がございませぬましたが、危険な場所があれば、集落要望がなくても改善するのが道路管理者の責任じゃないですか。各集落が要望を出せば負担金がかかってくる。道路管理者がやれば負担金がかからない。おかしいと思ひませぬか。だから、各集落が要望を出さないんです。

区長というのは町に対しては弱い立場でしょう。私は今回は町道の負担金だけについて質問いたしました。集落には、このほか区道だとか農道だとかの整備をいっぱい抱えてゐるんです。全て負担金ですよ。区道、農道は50%の地元負担です。大変な額になるのです。

町長は今までに過去2回住民の審判を受けておいでませぬ。その中で、声を私にくださいと述べられております。町民や区長、そして弱い立場の人の声は町長の耳には入つてこないんですか。町民に寄り添つた町政をお願いしたいと思ひます。

以上です。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 柴田議員の再質問にお答えをいたします。

まず、私最後に危険なところがあれば御指摘いただきたいと申しましたけれども、当然のこととして我々としても点検等しておるところではございますが、不十分でないかと、そのような御指摘でもあるかと思っておりますので、今後なお一層良く点検をしてまいる考えでございます。

そして、大きな負担になるとは思いますが、柴田議員からもお話がございましたように、事業を分割して実施する等、対応もさせていただいておるところでございます。

そして、この条例を制定した経緯、また現在の財政状況等を考えますと、まだ各集落の皆さんには、町民の皆さんに御協力をしていただかんなんと、そのような状況であると考えておるところであります。

かほく市や志賀町の事例もございました。負担を少なくしてというのは良い話ではありますが、我々としてもそのような状況になれば、しっかりと住民の負担を抑えるような、そのようなことはしていかなんと思っておるところでございますので、よろしくをお願いします。

今しばらくはこのままいきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（金田之治君） 大岩副町長。

〔副町長 大岩慎一君 登壇〕

○副町長（大岩慎一君） 柴田議員の質問にお答えします。

最初に、負担金に関して条例で定めることの可否でございます。

今ほど御質問がございました件の条例でございますが、宝達志水町土木事業の負担金の徴収に関する条例の第1条においてその趣旨が書いてございまして、この条例につきましては、地方自治法第224条の規定に基づき条例を定めたということでございますので、法に基づいて条例を定めたということでございまして、特段支障はないものと考えております。

以上でございます。

○議長（金田之治君） 杉谷地域整備課長。

〔地域整備課長 杉谷克久君 登壇〕

○地域整備課長（杉谷克久君） 柴田議員の再質問にお答えします。

先程、集落要望でガードレールの要綱を意識的に書いていないのかという御質問があつ

たかと思うんですけれども、今年度は先程の新宮のほか、荻市区でもガードレールの要望がありまして今年度工事を実施しております。

以上でございます。

○議長（金田之治君） 7番 柴田 捷君。

〔7番 柴田 捷君 登壇〕

○7番（柴田 捷君） 今ほど杉谷課長、ガードレールだけについては負担金を取らないと。去年まで取っていたんですよね。町長から、私どもの集落に対してガードレールについての採択の通知がございました。その文書には負担金68万円を取るということの趣旨が書いてあった。私はその趣旨はおかしいんじゃないかという質問をしておったはずです。調べていただきました。平成22年の通達の中に要綱があったと。その要綱の中にそれがきちっと明記されておったと。したがって、それは誤りだったというふうに説明を受けています。私どもから指摘しないと、それが正式なものに、正しいものになっていかないこと自体が町の行政そのものではないかと、非常に不信感を感じております。

町長、この件についてどう釈明されますか。

そして、再質問のまだ再々質問ですからね、まだ言えますよ。

条例の話はそんなの私も分かって聞いていましたよ。地方自治法に書いてありますからね。それに基づいて条例ができていくことぐらい分かっていますよ。分かっていますけれども、それをあえて答弁の中に言わないのはいかなものかと思うのです。

皆さんは町民に対して都合の悪いことや、言わなくてもそんなものは分かっておるやろというような気持ちがあるとすれば、これからの町政はどうなっていくのかなと心配です。

そして、今まで子育て、あるいは定住対策について、ここにいらっしゃる同僚の議員の中からも、かほく市の事例は今までに何遍となくその方の口から出ておりました。今の地元負担金についても、かほく市の真似をすればいいんですよ。田舎に居る若い人らは、各個人に負担される金額については請求書やら実際の生活の中で分かるでしょう。けれども、集落に負担を求める分について、これはやはり若い人らにも請求しなければいけない。それを考えれば、いかにうちの町が負担金が多いか。それを考えれば、将来の自分たちの生活が少しでも豊かになることを考えれば、当然としてかほく市なり近郊の自治体に移住していくのです。そのことを分かっていただきたいかった。

それを再々質問にして終わります。

しっかりと町の町政をどうしていくか、町長の言われる私に力をください、私は皆さん

の話を知りたい、そう言っているのなら、もっともっと前に出て聞くべきじゃないですか。

区長さんはいっぱい問題点を抱えているのですよ、御存じですか。先日も区長会が町に対する要望を出したいということでアンケートを取ってきました。その中で負担金についてのどれだけの記述がございましたか。見ていらっしゃるんですか。総務課所管でしょう。

そういうものも見ていただいて、弱い立場にある区長さんの本心を聞いていただきたい。そういう思いです。

以上です。

○議長（金田之治君） 町長 實達典久君。

〔町長 實達典久君 登壇〕

○町長（實達典久君） 柴田議員の御質問にお答えをいたします。

幾つか御指摘をいただきました。町民の皆さんですね、また、その代表でもあられる区長さん、そして、若い人の負担も大きいやろうというような御意見もございました。

そういったことは当然しっかりと踏まえてお聞きしてやっていかんなんわけですけども、ただ今強く御指摘いただいたことを受けまして、改めてそういったことを大切にしていかなんと認識したところでございますので、やっていきたいと思っております。

また、かほく市との比較もございました。真似すればいいがいやと、そんなこともございましたけれども、町の現状においてそれを真似すればいいかどうか、そういう状況であるかどうか、御負担は求めますけれども、皆さんの御理解、御協力を得ながら良い町づくりをしていかなければいけないと思っておりますので、現状においては今の町のやり方をやっていきたいと思っておりますし、また、御負担を求めておる、そういったことについては改めてしっかりと認識せんなんというふうに思っております。

その上で、様々な我々の抜かりがあったような、そのような御指摘もいただきましたし、それら全て改めていくようにしっかりと取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（金田之治君） 杉谷地域整備課長。

〔地域整備課長 杉谷克久君 登壇〕

○地域整備課長（杉谷克久君） 柴田議員さんの再質問にお答えいたします。

ガードレール設置工事におきましては、集落からの要望で実施したのは平成22年度以降調べたところ、記憶の中では今回の新宮が改めまして工事がありまして、そして柴田議員さんのほうからも御指摘いただきまして、先程、説明しました要綱に基づきまして分担金の減免をさせていただいております。

なので、先程、お答えした荻市でもガードレールの設置に関しては、集落負担は徴収してございません。

以上でございます。

○議長（金田之治君） 次に、2番 勝二正人君。

〔2番 勝二正人君 登壇〕

○2番（勝二正人君） 質問の許可をいただきましたので、私から2点について質問させていただきます。

最初に、銀杏並木周辺の交通安全についてお伺いします。

以前にも、銀杏並木の駐車場対策の質問をしましたが、その時は、引き続き県に対し要望したいと考えているとの答弁でした。あれから2年ほど経った現在も、数十台の車が路上駐車を行っており危険であると思います。駐車場の整備をすれば、道路横断者等の安全確保もできます。

また、当道路は南吉田から紺屋町まで住宅地の中を通っており、スピードを上げて走行する車両が多くて危険であると不安の声も聞きます。駐車場ができるまでは、警察と連携して安全確保を図ってはいかがでしょうか。

次に、役場庁舎のエレベーター設置についてお伺いします。

現在、本庁舎にはエレベーターが設置されておらず、3階まで階段での昇降となっています。2階、3階で行われる健診や式典等に出席する利用者が息を切らしている様子を度々見かけており、雨天時の足元も危険です。利用者の利便性向上や車椅子の方でも安心して来庁できるようエレベーターを設置してはいかがでしょうか。

これで質問を終わらせていただきます。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 勝二議員の御質問にお答えします。

御質問の銀杏並木周辺につきましては、紅葉時期の観光名所として名声を集めており、10月から11月にかけて多くの方が訪れています。ほとんどの方が車で訪れるため、多い時

には数十台の車両が路側帯に駐車する状況で、交通に支障や危険があると考えています。

対応については農場跡地を所有する県と協議を行っており、銀杏並木の入口付近における駐車場整備について検討してまいります。

私からは以上です。

○議長（金田之治君） 大岩副町長。

〔副町長 大岩慎一君 登壇〕

○副町長（大岩慎一君） 勝二議員の御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、本庁舎にはエレベーターがなく、高齢者の方々等に御不便をおかけしていることは承知をしております。

本庁舎につきましては、昭和59年10月に建設されまして、築35年以上が経過し老朽化しておりますことから、建物の構造上や改修費用などの点で課題が多くあると考えております。

今後、長寿命化のための庁舎の現状調査などを実施する中で、エレベーターの設置ができないか検討してまいりたいと考えております。

なお、現在本庁舎と併設をしております生涯学習センターにはエレベーターが設置されておりますので、庁舎2階まででございましたら利用が可能となっております。生涯学習センターまでの動線が分かるように、本庁舎内に誘導案内表示板などを設置いたしまして利用を促してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（金田之治君） 危機管理監兼環境安全課長 藤井博樹君。

〔危機管理監兼環境安全課長 藤井博樹君 登壇〕

○危機管理監兼環境安全課長（藤井博樹君） 勝二議員の御質問にお答えいたします。

御指摘の銀杏並木周辺の安全確保のために、本年から羽咋警察署に対し巡回警らを依頼いたしました。

道路横断者等、歩行者の安全確保については、引き続き警察等とも連携し、注意喚起のほか必要な対応を行ってまいりたいと思います。

また、御指摘のとおり、道路沿道の各集落からスピードを出す車が多く危険だとの御意見があることを踏まえまして、羽咋警察署や町交通安全協会等の関係機関と連携し、安全対策を講じてまいります。

以上で終わります。

○議長（金田之治君） 次に、4番 林 稔君。

〔4番 林 稔君 登壇〕

○4番（林 稔君） 私は、2問質問させていただきます。

宝達志水町の防災について質問させていただきます。

迅速な災害対応は大切ですが、地震はいつ起こるか分からない。また、大雨の予測はできますが、時間との戦いです。台風は一番予測しやすい対応ですが、今回9月の台風14号の対応を通して共助の在り方が重要であることを認識いたしました。

そこで、今回町は、対策会議から町民への情報公開、各種団体への協力依頼などの対策についてどのようにされたか、お聞かせください。

また、石川県防災総合訓練のブースの中に、災害派遣トイレネットワークプロジェクトの展示がありました。災害時に不足するトイレの問題を解決するため、トイレトレーラー配備を考えてはいかがでしょうか。緊急防災・減災事業債やふるさと納税や地方創生臨時交付金などが使え、また、多くの町民の方々からの寄附や会社からの寄附も含めて購入することができると言われております。是非、検討をしてみたいはいかがでしょうか。

次に、建売住宅と空き家住宅販売について質問させていただきます。

3月の議会で定住促進について質問いたしました。現在、定住促進として賃貸住宅建設に対し補助制度があります。また、賃貸住宅に入居する家族にも補助制度があります。今後の課題は賃貸住宅から宝達志水町に住宅を建てていただき、宝達志水町に住んでもらうことが必要だということ、そのためには宅地造成が必要だと質問させていただきました。

宅地造成のための補助金制度を提案したい、検討してほしいということで、岐阜県海津市の住宅造成支援補助金の例を挙げ質問させていただきましたが、なかなか前には進んでいない状況です。

そこで、切り口を変えて、建売住宅と完全リフォーム済空き家住宅の販売という形で、民間の業者がやりやすい方法を考えて、来年度以降に向け、宝達志水町で生活することがわくわくどきどきするような町にということを考えて、町としても考えていただけないかということについてお聞きいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 林議員の御質問にお答えします。

台風の接近に際しては、行政としての対応に加えて、町民の皆様の自助、共助に資するために先行的な情報発信にも留意して対応をいたしました。

具体的には、接近前に災害対策本部会議を2回開催し、自主避難所の開設や巡回等を関係部署に指示するとともに、町民に対し、ホームページ、LINE、メール等により注意喚起に努めました。

なお、自主避難所の開設に際しては、今回初めての試みとして、メールアドレスが登録された防災士の方に事前に避難所の開設や運営支援を依頼し、各自主避難所それぞれ2名の方に避難所の開設を御支援いただきました。

また、自主避難所に避難した要配慮者の対応に備え、社会福祉協議会を通じて民生委員に対しても周知するとともに、福祉避難所である町内4つの福祉施設にも協力依頼をいたしました。

今回は防災士の方に対し急な形で協力要請をしましたが、今後は防災士連絡協議会を始め、各種団体やボランティアの方に御協力をいただけるよう平素から協議を重ね、連携を深めてまいりたいと考えております。

幸いなことに、この台風による人的被害や建物被害はございませんでした。今後も地域住民の方々の安全・安心のため尽力してまいりたいと考えております。

次に、宅地造成についての御質問にお答えします。

現在、宝達志水武道館横の町有地において、約7,600平米のうち約半分を単身及び2人向けの町営住宅として整備し、残り半分について民間企業のノウハウを活用し、宅地として販売する予定としております。

既に地質調査を済ませ、年末までには測量調査が終わる見込みで、その後、町営住宅の実施設計に基づき販売部分を確定させる予定です。

この場所のほか、今後も宅地造成には取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（金田之治君） 危機管理監兼環境安全課長 藤井博樹君。

〔危機管理監兼環境安全課長 藤井博樹君 登壇〕

○危機管理監兼環境安全課長（藤井博樹君） 林議員の御質問にお答えいたします。

本年9月の台風では、自主避難所には9世帯13名の方が避難をされました。

更には、県内初のペット同伴避難も受け入れたことが報道でも取り上げられ、多くの住民や他自治体からも御称賛をいただき、更には、ネットニュースでこれを御承知になった

東京在住の方からも応援メッセージとともにふるさと納税までいただくことにも繋がりました。今後も避難者のニーズに配慮した避難所運営を進めてまいります。

次に、トイレトレーラーについてお答えいたします。

避難所においてトイレが利用できない事態が発生すると、衛生環境の悪化から健康被害等を招き、命に関わる事態となり得ることが指摘されており、本町においても、災害時のトイレの確保に向けた取組を進めておるところでございます。

現在、本町では町指定避難場所が17か所あり、最大想定避難者数を約1,000名と想定して仮設トイレ34基を備蓄しております。更に、今後は携帯トイレについても計画的に備蓄していくことを検討しております。

また、先般開催されました石川県防災総合訓練において、移動可能なトレーラー型のトイレが展示され、私も見学をしたところでございます。

本町におけるトイレトレーラーの導入の御提案につきましては、導入による効果とそれに対する維持管理等の費用対効果及び町が整備しておりますところの仮設トイレや携帯トイレ等による代替の可能性などの両面を考慮するとともに、県や他自治体の状況について情報収集し、検討してまいります。

以上です。

○議長（金田之治君） 企画情報課長 大下佳子君。

〔企画情報課長 大下佳子君 登壇〕

○企画情報課長（大下佳子君） 林議員の御質問にお答えします。

空き家対策といたしましては、令和3年度から空き家バンク登録奨励金制度を実施しており、各集落の協力もあり、今年度は10月末時点で10件の新規登録がありました。全体で32件の登録空き家のうち9件の売買、賃貸契約に至っております。

他にも空き家の有効活用を図り、定住化を促進するため、空き家改修費等助成金や家財道具等撤去費用助成金、清掃費助成金などの支援を行っており、PRを含め各種制度の積極利用を促進してまいります。

また、11月からは施策推進体制を強化するために移住コーディネーターとして地域おこし協力隊員を1名委嘱しており、新たな空き家の掘り起こしや移住・定住の相談などを積極的に行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（金田之治君） 4番 林 稔君。

〔4番 林 稔君 登壇〕

○4番（林 稔君） 先程の9月の台風の対応についてですけれども、本当に私も防災士として情報をいただきました。早い状態でされたことは本当に良かったなと思います。今後も防災士の方もいろいろ協力したいという気持ちがいっぱいありますので、そういう気持ちをしっかりと受けて、町の安心・安全のためにも頑張っていたきたいなと思います。今回の対応は本当に良かったなと思いますので、今後も続けていってほしいと思います。

以上です。

○議長（金田之治君） 答弁いいですね。

次に、11番 小島昌治君。

〔11番 小島昌治君 登壇〕

○11番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町支部を代表して、以下2点についてお聞きします。

最初の質問は、中山間地域等直接支払い事業補助金の所司原集落における補助金の不正使用疑いについてお聞きします。

私がこの問題を本格的に調べるきっかけは、今年9月末の北國新聞で、所司原集落の中山間地管理組合の方々が国の会計検査院に監査請求を行ったこと、そして、その中で塚本代表が私的にそのお金を流用した疑いがあるという報道からであります。その後、管理組合の方々はそれについて町との交渉を行い、それによって町の対応の不自然さを感じたために、会計検査院に塚本議員が代表をしていた2010年から2022年の12年間のうち第4期の所司原管理組合の決算に関して、幾つかの疑義によって監査の請求をしたというのであります。

国や県、町の補助金、税金が使われているんですから、そのことを知ってすぐに私は所司原集落に駆けつけました。

目的は、第1に管理組合の総会の中身を知ることです。県や国からの直接交付金は、管理組合の総会が開かれて決定がされない限り、お金を1人の人間が自由に出し入れできないからです。第2は、管理組合の役員さんなどへの聞き取りを通しての要求調査と同時に会計検査院に監査請求した根拠となる書類の閲覧であります。できれば書類をお借りすることです。

訪問の結果は、管理組合の総会開催を何人もの組合員が毎年何度請求し続けても、塚本

代表はその意見を取り合わないばかりか、とうとう威圧的に拒否するまでになったことでした。

所司原中山間地管理組合の第4期の決算の監査請求をした人も、しなかった組合員も共通して語られたのは、中山間地農業の困難さに対する直接支払事業制度の有効性とこの制度に対する監査であります。だから、この監査すべき制度が、所司原集落における運営がどれだけ要求しても総会が開かれず民主的でないことへの怒りであり、補助金の一部が流用された疑いがあることへの深い悲しみでありました。

この問題を曖昧にせず、逃げずに事実と向き合うことが議会にも行政にも求められています。それが、所司原集落における次世代への農業への引継ぎに繋がると、私だけではなく所司原集落の町民の方々も確信しております。

今、この問題をどこにでもあることだから大したことないと言って回っている方々のうわさを耳にします。もしも、我々町議会議員にこの言葉を発する者がいたのなら、議員になってはいけない人だと思います。宝達志水町の町民の一人一人の辛さや苦しみに耳を傾け、その解決に真摯に取り組むのが我々議員一人一人の仕事だからであります。

加えて、これまでこの問題の説明と質疑の時間を取る臨時議会の招集を、早急に地方自治法第101条第1項に基づき、宝達志水町長に求めましたが果たされませんでした。

また、議員各位にも地方自治法第102条第3項の規定に基づく早期の臨時議会開催のための3名の賛同議員を求めるお願いを、先月10月7日、私と北議員の2名で、署名入りで塚本議員を含む全ての議員に要請しましたが、あと1人の賛同者ができずに今日まで質問できませんでした。この要請に文書をもろうことさえも拒否した議員もいました。

また、10月24日の議会運営委員会では、地方自治法第101条第2項の規定に従い、議会運営委員会による議会開会の決議を議会運営委員会で取り上げるよう北本委員長に求めましたが、この問題は議題にしないと行って、私にとっては違法とも思える運営が行われましたことを最初に御報告しておきます。

さて、まず行政にお聞きしたいのは、中山間地域等直接支払い事業補助金、以下補助金と称しますが、不正に使用されたのではないかという疑いがある調査は、どんな資料を使ってどのように行っているのか、また、組合員の意見聴取はどのように行ったのかを具体的に教えてください。できることなら資料を提出してほしいというのは質問趣旨書にも書いておりますが、まだ受け取っておりません。

次にお聞きするのは、報道にもあるように、平成27年3月19日に農道舗装という名目で

国や県からの補助金のこの通帳から、塚本代表が100万円を下ろし、それをすぐその日に農機具運搬トラック購入に充てています。御本人が新聞記者の質問に答えて認めている報道がされています。その後、管理組合員からも指摘を受け、管理組合の通帳に100万円戻したことも認めておられる。担当課は、これらを法や実施要綱に照らし合わせればどのような問題だと認識しておられるか、お答えください。

私はまさにこういう方が国や県、そして町からの交付金を扱う代表の地位にいたことをこの時点で認識し、総会開催を強く指導すると同時に代表を辞めるよう、町が促していたならこんな大ごとにはならなかったと思います。なぜできなかったのかをお聞かせください。

次に、会計検査員に所司原集落の方々が監査請求した内容についてお聞きします。

まず、中山間地域等直接支払事業、所司原集落協定の第4期、平成27年から令和元年の5年間についてお聞きします。

私の集めた資料は、一番最初に所司原集落を訪問した時に役員さんなどから見せていただいたものを写真に撮ったものと、実は今年6月初め頃、所司原の一有志という方から届けられた複数のコピーです。このコピーは、当初どういう意味を持つのか全く理解できませんでした。また、役場から出された丸写、写しですね、写しと書かれた通帳の写しや領収書などが主なものであります。

しかし、残念ながら、補助金交付要綱に規定する町が5年間保管義務のある交付の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類、例えば年度ごとの出納帳の提示を担当課に求めても、町長は調査中なので、公文書ではないので公開できないとの言葉です。

大きな問題になっている時に、法的な手続として既に集落から提出された書類をそのまま議会に公開することに何の問題があるのでしょうか。寶達町長、県や国に事実を伝え、再発防止策をしっかりと示すつもりなら、または町の責任を含めて証拠書類を改ざんするつもりでないのなら、速やかに議会に全ての調査書類を提出することを強く求めます。

私は毎年の収支報告書と出納簿、そして通帳の写し、この3つを照らし合わせて現地で確認すれば、何にどういうお金が使われたのか、何が不明なのかすぐに明らかになるんです。1週間もかからずに私は事実がはっきりすると思っています。重ねて速やかな公開を求めます。

さて、第4期の最後の年は2019年です。この年の3月23日、国や県、町から受けていた補助金の通帳が解約されて、次年度への繰越金繰越額84万8,759円が新たな通帳に4月1

日に入金されています、移されています。

この新たな通帳に移された84万8,759円の支出について、まずお聞きします。

私は、実は最初に所司原集落に伺う前に、地元所司原管理組合から町に提出された84万8,759円を18人の組合員で再分配したという「調整金配分表」なるものを、先程お話しした6月に入手しておりました。我が家への役場がこの書類の原本も持っていったという自筆の説明書つきの投函であります。

しかし、この配分表には載るべき組合員が全て載っていないし、受領印も名字が同じ人は同じ判こが押されています。そして、決定的なのがほとんどの人は受け取った証拠がないんです。代表は塚本代表ですが、この配分表、町は持っていますね。この書類どう扱いましたか。

次に、同じ84万8,759円について、もう一つ質問します。

不思議なことに、このお金が別の使われ方をしたという書類も提出されています。町に提出されているはずですが、町が出したいわゆる写し、丸写の資料を使ってお聞きします。

令和3年3月に町から出された第4期までの残金使用内訳なるものであります。残金とは、ここに何度も言っています84万8,759円のことです。先程この新たな通帳に移されたお金は、調整金配分として18人に再分配されたと言いましたが、前述したようにどうもそれが疑わしい。書類が出されているのにどうもおかしい。町から出された他の資料を探すと、同じ84万8,759円で別の支払いを管理組合がしている。別の通帳からですね。坪野ポンプ改修負担金61万8,000円、水田法面工事負担金8万4,400円、振込手数料1,870円云々、そして15名分の分配金14万4,489円で、合計先程の84万8,759円になります。

ここで変なことが起こります。令和2年4月1日の水路法面復旧工事費用負担から11月9日の東亜鑿泉坪野ポンプ修理までの金額31万9,438円を当時の会計をしておられた塚本代表の奥さんが、立替えをしたので管理組合からその立替えを返したというのであります。

よく調べると、31万9,438円は別の補助金が振り込まれている通帳から支払われていたことが分かりました。立替金などないのに、立替金返金という文章をこれに領収書にわざわざ記して、31万9,438円を会計である塚本代表の奥さんに支払っている。3つの通帳が塚本代表の時に動いている、同時に動いている。だから、分かりにくくなっておりました。

もっとこれを分かりやすく言いますと、Aという通帳残金がなくなったので、会計の塚本代表の奥さんが立て替えたと言われ、恐らく代表である塚本代表が認め、会計である塚

本代表の奥さんが立替えの金額をCという通帳から受け取る、この図です。

AもCも国や県からの補助金が入っている通帳です。立替えが本当に行われていたら返すのは当たり前ですが、ところが立て替えたという実態がない。町はこのことを書類の調査によって、もう2か月近く経ちますので御存じだと思いますが、国や県にはこのことを報告されましたか。

続けて、平成29年8月に遡ってお聞きします。先程は工事第4期、今度は第3期の通帳を解約した後に残った繰越金125万9,398円の使い道についてお聞きします。

このお金は、先月10月31日に開催された議会全員協議会に町が提出した資料で、問題なしとした数字であります、125万9,398円。ところが、調べてみますと、2つの用途の疑義が出てきます。

1つの用途は、Nという石材会社に支出された水路改修のための60万円が通帳振込でなく、不思議なことに現金で支払われているんです。もう一つの用途はOという企画会社に支出されたイノシシの柵のための材料費の購入で、実は購入してから2年後に83万7,980円支払われています。領収書もありますね。この2つの事業を足せば合計金額が143万7,980円になり、繰越金の125万9,398円に対して17万8,582円が不足しますが、不足分は当事者から徴収したと書かれています。

さて、この事業を行った場所については、議会全員協議会后、担当課が地図を提出してくれましたので、早速現地視察を現地の方々複数と一緒に二手に分かれて行いました。視察していると、耕作者の方がいたので、2つのことをお聞きしました。

第1は、Nという石材会社が行った水路補修の場所についてです。補修金額をその耕作者に教えると、「こんなところの補修が60万円するはずがない。素人でも分かるやろう。ましてや補修のコンクリはもらったんやから」と言うんです。びっくりしました。ちなみに、その方は通帳から60万円の改修費用が支出されていることは全く知らなかった方あります。

そして、Nという石材会社の請求書はあったのですが、領収書を私はまだ見ておりません。あるそうであります。最近になって出されたそうであります。

第2は、Oという企画会社が納めたイノシシ柵の材料の83万7,980円についてです。これも役場提出の地図上で確認しています。イノシシ柵の値段を調べましたら、2メートルが500円です。Oという企画会社に支払った83万7,980円分の柵を購入したとなると、周囲が約3,300メートルぐらいを囲うことができます。ところが、役場の担当課から提出され

た柵の設置をしたという場所の周囲を測りますと、大体1,100から1,200メートル、僅か3分の1です。

加えて、また、視察しているときに、今回の柵設置の対象になった方にお会いしました。その方は組合会計の支出についてはあまり知らないらしく、83万7,980円の柵の購入については全く知りませんでした。

それで、こんなことを話してくれました。「わしらのところの柵は塚本さんと自分がそれぞれ20万円の補助金をもらって設置した。それでも柵が余って、塚本さんは所司原ではなく宿集落地内の自分の耕作地に持っていった。今はそこは田んぼを止めて柵を引き上げてきた」という話を聞かせてくれました。

聞き取ってきたことの正否を調べるべく通帳コピーと領収書を精査しました。確かにその方が言うように、通帳の写しを見ると、令和元年、2019年ですね、12月10日に塚本代表とこの方が20万円ずつ補助金からイノシシ柵の助成金を現金で受け取っていることが、領収書の写しより明らかでした。加えて、2か月後の令和2年2月12日にも、塚本代表は8万1,000円のイノシシ柵購入という名目で助成金をまたもや受け取っています。

さて、町は実態を知りながら、請求書と領収書がそろっているから問題ないと県や国に報告したのではありませんか。中間報告したのではありませんか。または、125万円の実態を調査していないのではありませんか。125万円、本当はどこに行ったのか説明を求めます。

最後にお聞きします。塚本代表が所司原の管理組合の代表を務めた12年の会計を1年1年調べることはできます。今行政、役場が持っている資料ですぐにできます。重ねて言いますが、1か月もかかるはずがない。町長は所司原の方々の怒りと悲しさを思いやり、12年間の事実を明らかにする意思の有無をお聞きし、この問題を終えます。

2点目にお聞きするのは、昨年度もお聞きした全国で100万人を超え、8050問題として、厚労省をはじめ石川県の障害保健福祉課も取り組んでいるひきこもり対策についての町の取組の状況についてお聞きします。

昨年、町長はこの問題に対して、対象者の実態とニーズ把握は早急に行っていく、そしてひきこもり対策事業の委託先を検討し、応援していくことが重要と考えるとの取組に対する答弁でありました。

この町長答弁から半年以上経ちます。私も各集落の区長さんや民生委員の方々に実態を聞いて回りましたが、実態をそれぞれ少し知っているようでしたが、町全体で掴もうとい

う状況にはなっていないと聞き取りから認識しました。

県の健康福祉部のホームページの令和4年3月時点でのひきこもり対策の各市や町のプラットフォームづくりに、唯一宝達志水町だけがプラットフォーム設置未定の自治体となっていました。対象者の実態とニーズ把握はどこまで来たのでしょうか、健康福祉課長にお聞きします。

町長は引きこもっている方をどういう方針で支援していこうとされているのかをお聞きし、質問を終わります。

以上。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 小島議員の御質問にお答えします。

所司原集落における中山間地域等直接支払い事業の問題については、制度の運用に関して、町のチェックと運営指導が不十分であったことが判明しており、町民と御関係の皆様にお詫び申し上げます。

御指摘の期間の詳細な調査については、証拠書類の保管期間が5年間であり、平成28年度以前については資料による調査が困難ではありますが、可能な限り明確な調査及び公表に努めてまいります。

次に、ひきこもりの方に対する来年度の支援についてですが、当事者や家族の相談支援を行うために相談窓口の周知が十分に進むように努めてまいります。

また、相談支援については、福祉事業者に委託を検討しており、相談に応じて関係課、相談支援事業所と情報共有のための会議等を行い、能登中部保健福祉センターとの生活困窮に関する支援、ハローワーク等と就労に関する連携支援、自立支援医療の受給支援や障害福祉サービスにおける福祉就労支援、これらについて関係機関と連携した支援を行ってまいります。

私からは以上です。

○議長（金田之治君） 松原好秀君。

〔農林水産課長 松原好秀君 登壇〕

○農林水産課長（松原好秀君） 小島議員の御質問にお答えします。

調査に用いた資料は、集落協定が保管している領収書や通帳等の書類です。また、協定参加者への意見聴取は、集落協定の事務局である書記の方を窓口として行っています。

次に、車両購入については、経緯を国・県に説明し、交付金の返還の要否、または、法的な解釈については国において判断すべきものと考えます。

また、代表職等、集落協定の役員人事は町が関与するものではなく、集落協定において決定されるものと認識しております。

次に、第4期の補助金の次年度繰越金84万8,759円については、現在確認中の事項がございますので、詳細な答弁を控えさせていただきます。なお、調査結果につきましては、速やかに県を通じ国へ報告し、国の判断並びに県からの指導に従い対応いたします。

次に、第3期の繰越金125万円余りの用途については、協定参加者が利用する水路の補修経費、イノシシの侵入を防ぐ柵の購入費に充当されたことを集落協定から提出された請求書及び領収書、また、実際に施工されたことを現地視察により確認しております。

以上でございます。

○議長（金田之治君） 健康福祉課長兼子育て応援室長 定免文江君。

〔健康福祉課長兼子育て応援室長 定免文江君 登壇〕

○健康福祉課長兼子育て応援室長（定免文江君） 小島議員の御質問にお答えします。

ひきこもり支援のための実態とニーズ把握については、今年度実態把握のための情報収集を予定しています。

1つは、8050世帯の支援に必要な情報を得るため、居宅介護支援事業所への実態把握を検討しています。これは介護を受けている高齢者世帯に複合して生じているひきこもりや障害など、間接的に相談を受けている内容等を把握するものです。

また、町社会福祉協議会が民生委員、児童委員に対し家に引きこもっている人がいると思われる世帯についてのアンケート調査を行っています。その結果、7名の民生委員が「いる」と回答し、該当世帯は11世帯で、男性8割、30歳代から50歳代までの年齢層の割合が高く、20歳未満は3名でした。また、福祉サービスや行政機関の支援、医療機関の支援を受けている人が2名、支援を受けていない、または分からないと答えた人が9名でした。

支援策として必要なこととしては、相談窓口の周知、専門的な医療支援、カウンセリングの意見が最も多く、次いで、多様な支援団体の充実、総合相談窓口の充実などでした。

相談窓口の周知としましては、町広報6月号で「ひきこもりに関する相談窓口」についてお知らせしましたが、不十分と認識しており、今後も相談窓口の周知に努めてまいりたいと思っております。

また、市内での連携や情報共有、支援のネットワークづくりとしての市町村プラットフォームの設置につきましても、市内及び関係支援機関との連携会議として開催していく予定です。

以上です。

○議長（金田之治君） 11番 小島昌治君。

〔11番 小島昌治君 登壇〕

○11番（小島昌治君） もう2か月経とうとしているんですよね。2か月半ですか。ちょっと異常な長さだなと思っているんです。私はこういう10日ぐらいでできる仕事を、これを延ばしているというのは、何かやろうとしている、余計なことをやろうとしているんじゃないかという疑いを持たざるを得ない。

それと、非常に重大な問題をこの一般質問で提起しているんですよ。一般的な答弁じゃなくて重大な問題なんです。町長が責任者である重大な問題なんです。先程言った2通りの84万8,759円、こういう2通りの書類が出てきたんですけれども、町はこの虚偽の報告書類を受け取ったわけですから、どう考えたのか、これに対して。これちょっと踏み込んで答えてください。

それと、もっと重大なというのは、先程の塚本会計の31万云々というお金、立て替えたから返してもらったというのは、これは、刑法は詳しくないですけれども、横領ですよ。公金横領と言われるものなんです。こういうことに対して、もうちょっと真面目に答えてほしいなと思うんです。

そして、行政マンがこれを隠したりしていたらどうなるか。1977年の最高裁判例にあるんです。首になって退職金没収、こういう判例があります。1977年、調べてください。

実はもっと調べると、この31万数千円というのが違うものに使われているんです。皆さん、御存じでしょう。調べた人はこの辺十分分かっていると思います。少ない資料で分かるんですから、皆さんは十分分かっている。つまり、この31万幾らというのは同じ通帳の違う通帳の中からの二十何万円足して61万8,000円にして、農村総合整備事業の地元負担金として土地改良に支出していますよね。土地改良へ行って61万8,000円支払われたかと言ったら黙っていたんですけれども、書類を他の人に見せていただいたら、領収書がありました。

要するに、中山間地域等直接支払い事業の支出と農村総合整備事業の地元負担金としての土地改良への支出は別立てですよ。ところがごちゃ混ぜにされて、その31万幾らは懐

に入れたのか、個々に使われたのか知りませんが、どっちにしても違法な使われ方をしている。

補助金適正化法という法律、副町長なら御存じでしょう。補助金適正化法では、第11条には補助金が他の用途で使われた場合の罰則が記されています。3年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金。そういうお金の使い方をされて、どっちに使われたのか、私的に使われたのか、それとも違う目的で使われたのか、どっちにしても大問題なんです。そこへの認識をもうちょっと持っていただけたらなど。恐らく調べ尽くしていると思います、その辺は。私よりもっと書類を持っているんですから。そこをちょっと真面目に答えていただきたいなと思うんです。

どこまで分かってきているのか、他の調査との関係で言われませんかじゃなくて、どこまで出来てきて、どこでほかの調査しているのかということをお教えいただきたい。

それと、もう一つは、馳知事がこんなこと言っておられましたね。「北國新聞に記載されていたことが事実なら言語道断、なぜ問題が起きたのか、誰がどう関わったのか監査体制を含めて事実を町から報告してもらい必要がある」と。これ10月17日付の北國新聞で馳知事が述べておられます。

私が自分で調べて、少ない資料の中で調べて結果を言いますと、中間報告を馳知事にさせていただけるなら、町長はあらゆる資料を持ちながら、法律に抵触している疑いのある責任者の責任も明らかにせず、町の責任も明らかにせず、どう隠せばいいのかということに時間をかけ過ぎていることを報告したいと、馳知事に私は言います。言いたいと思います。

町長及び県から派遣されている副町長に最後にお聞きしたい。あなた方の持っている資料の全て、特に各年度の事業出納帳と収支報告書、これを公開すると同時に、本気になってこの問題を解決する意思があるのかどうか、所司原の管理組合に所属する全ての方々の納得できる調査をする決意がおりなのかどうか、これも一回、町長、お聞かせ願いたい。あなたからの決意を聞いていないんです、これ。お願いしたい。

それともう一つ、先程のひきこもりの件なんですけれども、ひきこもりというのは大体、小学校から60歳代と年齢の幅が広いのが特徴なんです。原因も、いじめから人間関係から鬱や退職、いろいろあります。

ですから、今までの福祉、教育、医療のこの縦でのサービスのそれぞれの単独の枠に納めきれない問題なんです。だから、深刻であり、一刻も早く町のプラットフォームづくり

が求められているんです。

プラットフォームというのは、県のホームページを見ますと、いつどの年齢でどんな理由で居場所を失っても近くで相談できる場所という規定と定義されています。学校教育課、健康福祉課、健康づくり推進室などで協力してこの問題に取り組む必要があると私は認識しています。そういう体制ができないとこの問題の解決は進みません。

町長の答弁からは、半年経って遅々として体制づくりも実態把握も進んでいない、この状況を進める決意、進んでいない状況が見て取れました。これを一刻も早く状況を進める決意、あるのかどうか、それを町長に再質問したいと思います。

以上。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 小島議員の御質問にお答えします。

まず、調査を本気でやるのかどうかということですがけれども、これについては厳正に抜き取りなくしっかりとやっていくということでございますので、本気かどうかと問われれば、当然本気やということになります。

調査が長いと思われる方も多くおられると思いますし、10日ぐらいでできたんじゃないかとか、そんなお話もございましたけれども、10日ぐらいでは無理やと、今まで一月半かかっておりますけれども、長い期間にわたる様々な事業に関する書類ですね、また聞き取り等しております、長く今まで時間がかかっておるわけでございますけれども、御理解いただきたいと思っておりますし、長いと思われる、長いのは何か隠しておるのではないかとか、知事さんにも何か言わんなんと言っておいでましたけれども、何か隠さんならんとかそんなことは決してありません。我々の不手際についてあったとすればですね。塚本さんのことについても何かを隠さんならんとか、嘘の報告せんならんとか、そんなことで時間を費やしているわけではないと申し上げておきます。

それで、84万8,000円の件ですね。これについてもあったんですけれども、個々の事業についてそれぞれの調査結果を申し上げることはしません。全体の調査ですね。先程も御意見ありましたけれども、3期と4期ですか、12年間、プラス2年間の12年間ですね。これの期間について全体を調べて、全体として総合的に御報告すると、このようにさせていただきたいと思っておりますし、これについてもそんなにはこれ以上お待たせしないつもりです。できるだけ早い時期にお示ししたいと考えておりますので、よろしく願いいた

します。

そして、我々のことはまだいいですよ、何か隠してはないかとか疑いをおかけになるのは。ただし、塚本さんもそうですが奥さんもそうですね。一緒になって不正使用があったとか、公金の横領があったとか、違法であったのではないかとか、もう決めつけたようなお考えで御調査になって、こちらでのお話をされておるわけですね。

この本会議の場において、そういった不穏当なことを全てのことが明らかにならない時点でお話しになるのはどうかと私は思いますよ。

〔「生ぬるいぞ」という声あり〕

○町長（寶達典久君） 静かにしなさい。

それで、塚本さんも一月半、当事者ですからやむを得ないということで大変お辛い思いをしておるし、奥さんもそうですね。奥さんの名前までこの場で上げて、そういったことをする、言うのはどうかなと思いますよ。

現時点でこの調査について申し上げるとすれば、塚本さんは在所のために真面目に一生懸命にやってきたということですよ。それで会計を奥さんにしてもらったのも、こんな大変な仕事を人に任せるのは気兼ねでできんと、頼むからお前やってくれと、そういうことに違いないんですよ。そういった中で、一生懸命頑張ってきたんですよ。

書類の間違いとかそんなことはあったのかもしれませんが、そういったことについても、間違いやと決して許されんと。どんな些細な間違いでも決して許されんと、そういったことを言うのであれば大きな問題であるかもしれませんが、これまで本当に精一杯頑張ってきたということ、私はこの場で申し上げておきます。

一方で、塚本さんをかばうとか、調査において何か助けるとか、手心を加えるとか、そんなことは一切していません。厳正に抜かりなく、先程お尋ねになられたように本気でちゃんとやっていきます。

ひきこもりの件につきましても、まず、広報をしっかりせんらんとということでありませう。広報もそうだし調査もそうですね。進めていかんらんとということでございます。

深いところの調査、深く広くしていくという点で、プライバシーのことであったり難しいこともありますけれども、それを良く工夫して実態を掴めるように、そして、御相談等についても当事者の方からは難しいようなこともあると思います。

先程も申し上げた通りでもございますけれども、よく考えながら、当事者の方の身に立って、また社会全体でいろんな組織の御協力もいただきながらということですよけれども、

やっていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（金田之治君） 県との話がどうなっているのか、新聞紙上によりますと、何か2回も3回も公に公表しなさいというような指導が出ておりますけれども、大岩副町長、この件について説明をお願いします。

副町長 大岩慎一君。

〔副町長 大岩慎一君 登壇〕

○副町長（大岩慎一君） 今ほどの議長からの御意見でございますけれども、私ども先般10月の終わりに報告を皆様にさせていただきました。この件については県に資料として提出をしまして、また、それはあくまで中間、一部でございますので、今後小島議員の質問にもございました通り、12年間、3期の5年間、4期の5年間、そして5期の2年間、計12年間分について現在調査を詳細に進めているところでございます。この調査がきちんと終わり次第、また県及び国に説明し、報告をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（金田之治君） 11番 小島昌治君。

〔11番 小島昌治君 登壇〕

○11番（小島昌治君） 町長の答弁で、私がさも決めつけているように言われたんですけども、塚本代表の奥さんが貸しましたから返してもらいましたという領収書、これちゃんと写しがあるんです。送られてきておるんです。町にもあるはずですよ。ですから、町長のその言葉はおかしい。

そして、もしそれがどこで使われたかというのを通帳の写しで見れば、他のところに使われたんじゃないかな、本当は中山間地で使わな駄目なところに使っていないで、違うところに使われたというのも証拠としてありますよね。足し算すれば61万8,000円というのが出てくるんです。それか、着服したかどっちかなんです。奥さんまで出してというか、当時奥さんの名前でお金を返しておるんです。

そこら辺はちゃんとしっかり踏まえて、決めつけじゃないんです、事実しか言っていないんですよ、私は。

それで、それと、農林水産課長もさっき言ったけれども、県や国に対してどうのこうのという、町はできることがあったはずなんです。俺たちは何も知らないぞ、だから、それ

はここに持ってこんといてくれ、管理組合で全部責任取ってくれ、賠償金あんたらで払ってくれ、これ駄目なんですよ、町と県との関係で、報告は町に来るんですから。

例えば、町と管理組合との約款みたいなもの、例えば、提出したものと実際やったことが違ったら、代表者の責任で全部弁済させますよ、弁償させますよという、そういうものを町でつくってあったら、これは私はそういうことにはならなかったじゃないか。町の責任どこに置くかというのは、全部地元任せにした、税金を好きなように使ってくれ、町も出していますけれども、好きなように使ってくれ、後は知らない、好きにどうぞ。これじゃあ、問題が起こって、問題を起こす人が立場に立てば問題が起こって当たり前でしょう。誰でもそういうことができるんです。ですから、俺たちは知らないよという責任の取り方というのはないということを言いたい。

それは、ちょっともう一回答弁をいただきたいのと、何で12年間の総括が必要なのかというと、私が限られた資料で見て、百二十数万円の使い道、八十何万円の使い道、これは問題ですよということを少ない資料の中で言っておるんです。もしも、12年間ざあっとした正確な資料であれば、あなた方できなかつたら私がやりますよ。私と地元の方々でできます。10日でやります。

そういう資料をちゃんと出せばできるんです。それをいつまでも隠しているからそういう状態になって、12年間調べることの必要性というのは恐らく国から補助金の返還というのが来た場合に、一体総会も開かずに好き勝手使って、農道舗装と言いながら100万円の運搬車を買うぐらいの状況ですよ。その人に一体どれだけの責任があるかと、きちっと見ていかな分からんでしょう、補助金返還となった場合。

ですから、そこを正確に、先程、町長の偏見たっぶりの塚本さんも頑張ってきた、それは頑張っておるでしょう。事実に基づいて答弁してほしい。領収書がちゃんとあるんですから。貸したから返してもらいましたという領収書があるんですから。通帳の写しもあるんですから。31万幾らというのを返しましたよというのは、管理組合の通帳からの。それを言っているのに、頑張ってきたから文句言うなというやり方は町長、そこはちょっと問題あるなと思っているんです。

ちゃんとしっかり、そういう立場だから私は正しい答えが出ずに2か月間も経とうとしていると思うんですよ。しっかり事実だけを見つめて、そういう判断をやっていただきたいなど。

そして、大事なのはあなたらが調査したやつを全部資料を出すこと。私もしますから。

是非それをお願いしたいなと思うんです。

○議長（金田之治君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 小島議員の御質問にお答えをします。

今の再質問ですね、これを通して書類を出すようにと。また、御自身であれば10日ぐらいでできると、地元の方も含めてですね、そういったことであつたり、我々が好きなように大変放漫な管理をしておつてとか、もう断言して言うておいでますけれども、そういった先入観を持って調査するのはおかしいことです。

我々は先程も御提案があつたように、御意見があつたように、全体の期間を通じた調査をしっかりとしておる。それにおいて、調査不十分なままに何か結論を出してしまおうとか、そんなことはできませんので、全体を通していかなる問題があつたのか、全て調べ上げて御報告するというふうに思っております。

それで、先程も申し上げましたけれども、できるだけ早いうちに、本当にそんなにお待たせせんつもりでありますから、それをお待ちいただきたいと、資料であつたり、資料も含めた結果ですね、そういったものをお出しできると、お出しせんらんと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（金田之治君） 以上で通告のありました一般質問が全て終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

なお、昼食の時間に入っておりますけれども、このまま続行していきます。よろしくお願ひします。

◎委員長報告

○議長（金田之治君） 次に、日程第20 委員長報告を行います。

決算特別委員会に付託し、閉会中の継続審査となつていました認定第1号 令和3年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第9号 令和3年度子浦川水防事務組合歳入歳出決算の認定についてまでの認定9件について、決算特別委員会委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

決算特別委員会委員長 塚本勇仁君。

〔決算特別委員会委員長 塚本勇仁君 登壇〕

○決算特別委員会委員長（塚本勇仁君） 令和4年第3回宝達志水町議会定例会において付託されました認定案件について、去る10月12日、14日の両日に決算特別委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求め、審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました決算認定案件は、認定第1号から認定第9号までの9件であります。

付託されました8会計及び子浦川水防事務組合の決算審査にあたりましては、決算書及び決算附属書類をはじめ主要施策の成果等の説明書や財務関係書類により、「計数に誤りはないか」、「関係法規に適合しているか」、「費用対効果はどうか」、それらを主眼に町執行部の説明を求め、慎重に審査した結果、採決において賛否は分かれましたが、本委員会として認定第1号から認定第9号までの9件は、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

なお、審査の経過において、次の点について指摘・要望がありましたので、これらの項目について十分に検討の上、今後の行政執行において適切に対処されるよう強く要望いたします。

1点目として、志桜小学校統合に向け、児童の安全確保対策として周辺整備に努められたい。

2点目として、国の制度改正によって、住民がどのように影響を受けたのかを検証し、その結果を国に返す仕組みづくりを講じられたい。

3点目として、マイナンバーカードの交付の促進に努められたい。

4点目として、事務事業については毎年検証し、定期的に見直しを図られたい。

5点目に、コロナ対策会議には医師の参加を講じられたい。

以上の5点であります。

以上、本委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げ、決算特別委員会委員長報告といたします。

○議長（金田之治君） 委員長報告は終わりました。

◎委員長報告に対する質疑

○議長（金田之治君） 次に、日程第21 委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

◎討 論

○議長（金田之治君） 次に、日程第22 決算認定にかかる討論を行います。討論はありますか。

11番 小島昌治君。

〔11番 小島昌治君 登壇〕

○11番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町支部を代表して、令和3年度の一般会計及び国民健康保険特別会計、同介護保険特別会計、同後期高齢者医療特別会計、同上下水道事業会計の6つの会計決算に反対し、反対討論を行います。

認定第5号、第8号、第9号に関しては賛成いたします。

まず、令和3年度の財政的収支は、実質単年度収支が7億円の黒字を超えて議会に報告されているのに、この決算報告後、決算承認もされていないのに、すぐに3億円余りを令和4年度の繰上償還のために使うという異常な会計上のやりくりが行われています。今後、こういう異常な会計上のやりくりを改めることを求めます。

さて、令和3年度の予算編成時、町長は、議案提案説明で町財政が厳しいと言って財政調整基金の3割に当たる2億2,000万円を取り崩し、それを繰り入れた予算を編成しました。しかし、厳しいという予算が使われたのは競技人口が減り、子どもたちのチームも過去のように編成できないサッカー場の整備に1億6,000万円支出することでした。議会にある教育厚生常任委員会でも総務産業建設常任委員会でも、この2つの委員会でも財政が厳しいならサッカー場整備は急がなくてもいいのではないかと質疑がされました。委員会では、寶達町長は、実は財政はそれほど厳しくないと言ったのであります。

加えて、同じように財政が厳しいと言っておきながら、車の通勤時間を3分短縮させるために8億円かけて今浜米出バイパスを新たに造ることでした。

また、令和3年度は中央保育所の改築予算が計上されていました。いいことなんです。でも、中央保育所の現在地は国が見積もった降水時には1メートル20センチの高さの浸水があります。中央保育所は子どもたちにとっては保育を受ける場所ですが、今の状態は命が奪われる場所にもなっております。保育園児の緊急避難所が近辺に求められます。ちな

みに役場はそのときは180センチの浸水です。誰も保育所に助けに行ける人材がありません。命を守る計画もなしに現在地での建設が行われました。保育園児の命を守る建物を建設することがサッカー場整備や米出バイパスよりも優先されるべきでありました。子どもたちの命を守る予算が何よりも優先されることを今後願うものであります。

さて、令和3年度が終わったら、実は7億円余りの実質単年度収支プラスでした。予算の見積りと予算編成が間違っているとしか言えない、そういう令和3年度の一般会計でありました。

国民健康保険特別会計ですが、役場で働く皆さんや会社、企業で働く皆さんの健康保険の保険料よりも6割も高いのが国民健康保険の保険料、保険税です。しかし、加入している方は退職者などの収入の低い方々です。一般会計からこの国民健康保険特別会計に繰入れるのが当然であります。保険料、保険税値下げのためです。7億円の黒字があるのなら当然できます。例え一般会計からの繰入れをしなくても、国民健康保険会計には1世帯十数万円の貯金があります。保険税の値下げに使うべきです。

介護保険特別会計についてですが、新型コロナウイルスの影響もあり、介護を供給する手が足りていません。また、介護保険料が高過ぎて、介護制度を利用する人が保険料を支払うときに生活費を切り詰めなければならないという状況にもあります。町内の介護の実態を知るためにも、町は3年に1度の介護計画策定時には業者に丸投げするのではなくて、職員一体となって実態把握に努めるべきであります。実態把握を土台にして、介護供給体制を広く集い、充実させるための介護慰労金の創設など町の新たな介護供給体制を整えることを行うべきであります。

後期高齢者医療特別会計についてですが、高齢者への自己負担徴収という制度が保険料の高さと年金減少、物価高による生活苦の中で破綻してきています。高齢者の命を守るために、宝達志水病院での定額無料診療制度の採用を求めます。

上下水道事業会計についてですが、県内一高い上下水道料金は若者が結婚して定住し続けられない負担となっています。人口減少に拍車をかけるものとなっています。

以上、これらの会計決算は認めるわけにはいきません。

最後になりますが、予算編成時、行政は町民の実態をしっかりと掴んだ上で行うことを強く求めます。なぜなら、昨年度はこうだったから、今年はこれくらいでいいだろうという予算編成は、先程も言いましたが、物価高、税負担の厳しさ、収入の低下の中で、もう通じなくなっていることに行政が早く気づくことを強く求めて反対討論を終わります。

以上。

○議長（金田之治君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（金田之治君） これより採決に入ります。

認定第1号 令和3年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金田之治君） 起立多数です。したがって、認定第1号は認定することに決定されました。

○議長（金田之治君） 次に、認定第2号 令和3年度宝達志水町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金田之治君） 起立多数です。したがって、認定第2号は認定することに決定されました。

○議長（金田之治君） 次に、認定第3号 令和3年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。認定第3号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金田之治君） 起立多数です。したがって、認定第3号は認定することに決定されました。

○議長（金田之治君） 次に、認定第4号 令和3年度宝達志水町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金田之治君） 起立多数です。したがって、認定第4号は認定することに決定されました。

○議長（金田之治君） 次に、認定第5号 令和3年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。認定第5号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金田之治君） 起立全員です。したがって、認定第5号は認定することに決定されました。

○議長（金田之治君） 次に、認定第6号 令和3年度宝達志水町水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。認定第6号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金田之治君） 起立多数です。したがって、認定第6号は認定することに決定されました。

○議長（金田之治君） 次に、認定第7号 令和3年度宝達志水町下水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。認定第7号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金田之治君） 起立多数です。したがって、認定第7号は認定することに決定されました。

○議長（金田之治君） 次に、認定第8号 令和3年度宝達志水町病院事業会計決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。認定第8号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金田之治君） 起立全員です。したがって、認定第8号は認定することに決定されました。

○議長（金田之治君） 次に、認定第9号 令和3年度子浦川水防事務組合歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。認定第9号は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金田之治君） 起立全員です。したがって、認定第9号は認定することに決定されました。

◎議案の委員会付託

○議長（金田之治君） お諮りいたします。議案第47号から議案第55号までの議案9件及

び報告第17号の報告1件については、議案付託表のとおり各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第47号から議案第55号までの議案9件及び報告第17号の報告1件については、議案付託表のとおり各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎休会の議決

○議長（金田之治君） お諮りいたします。委員会審査のため明11月15日から11月21日までの7日間を休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、明11月15日から11月21日までの7日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散 会

○議長（金田之治君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回は11月22日午後2時から会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでございました。

午後零時44分散会

令和4年11月22日（火曜日）

◎出席議員

1 番	岩 根 信 水	7 番	柴 田 捷
2 番	勝 二 正 人	9 番	北 本 俊 一
3 番	松 浦 文 治	10 番	金 田 之 治
4 番	林 稔	11 番	小 島 昌 治
5 番	塚 本 勇 仁	12 番	北 信 幸

◎欠席議員

6 番 土 上 猛

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 坂 井 賢
次 長 開 美 紀

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長 寶 達 典 久
副 町 長 大 岩 慎 一
総 務 課 長 岡 田 正 人
危機管理監兼
環境安全課長 藤 井 博 樹
企画情報課長 大 下 佳 子
財 政 課 長 金 田 成 人
商工観光課長 守 田 幸 浩
税務住民課長 菅 野 嘉 一
健康福祉課長兼
子育て応援室長 定 免 文 江
健康づくり推進
室 長 浜 坂 浩 幸

農林水産課長	松原好秀
地域整備課長	杉谷克久
会計課長	松坂久代
宝達志水病院 事務局長	松田英世
教育長	細江孝
学校教育課長兼 小学校統合準備 室長	安達大治
学校教育課 担当課長	岡本泰
生涯学習課長	宮本孝則

◎議事日程

- 日程第1 委員長報告
- 日程第2 委員長報告に対する質疑
- 日程第3 討論
- 日程第4 採決
- (追加日程)
- 日程第1 議案第56号 令和4年度宝達志水町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第2 議案第57号 令和4年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第3 議案第58号 令和4年度宝達志水町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第4 議案第59号 令和4年度宝達志水町下水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第5 議案第60号 宝達志水町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第61号 宝達志水町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第62号 宝達志水町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 発委第3号 宝達志水町議会の議員報酬等の特例に関する条例につ

いて

- 日程第9 提案理由の説明
- 日程第10 議案に対する質疑
- 日程第11 討論
- 日程第12 採決
- 日程第13 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

◎開 議

○議長（金田之治君） あらかじめ申し上げます。町広報担当課及び報道関係から、ビデオ、写真撮影の申出がありましたので、これを許可いたします。また、議会の生中継をインターネットで配信しております。

ただ今の出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、11月14日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎委員長報告

○議長（金田之治君） 次に、日程第1 委員長報告を行います。

先に、各委員会に付託しました議案の審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、病院運営特別委員会委員長 勝二正人君。

〔病院運営特別委員会委員長 勝二正人君 登壇〕

○病院運営特別委員会委員長（勝二正人君） 今定例会において、本委員会に付託されました案件について、去る11月15日に病院運営特別委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、付託案件について町当局から説明を受け、議案1件については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

また、宝達志水病院の現状についても説明がありました。令和5年1月から実施予定のマイナンバーカードの保険証利用の運用開始により、システム導入のメリットや利用方法についてなどの説明がありました。

また、委員からは、「新型コロナウイルス感染症の中での看護師人数の状況」、「4回目、5回目のワクチン接種体制で、システムや対応する看護師の業務に影響はないのか」、「新型コロナウイルスが拡大傾向にあり、面会の規制はどうなっているのか」などの質疑には、「看護師の人数は、育児休暇等により2名少ない状況となっており、随時募集している」、「ワクチンは全てオミクロン対応の同じワクチンを使っているため、4回目、5

回目の方が同じ接種会場でも問題はない」、「面会は、感染状況により多少の変更はあるが、そのケースにより対応している」など多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

以上、本委員会に付託されました案件の審査及び協議の経過と結果について御報告申し上げますが、議員各位におかれましては、本委員会同様の御決議を賜り、お願い申し上げます、病院運営特別委員会委員長報告といたします。

○議長（金田之治君） 次に、教育厚生常任委員会委員長 松浦文治君。

〔教育厚生常任委員会委員長 松浦文治君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（松浦文治君） 今定例会において、本委員会に付託されました案件について、去る11月16日に教育厚生常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、「管外保育の入所児童の今年度の人数について」、「樋川小学校の校務用記憶装置の故障による対応について」、「生涯学習センター内の防犯対策用監視カメラについて」など多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

本委員会では、付託案件について慎重に審査した結果、議案5件は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、「感染拡大の懸念が高まっている新型コロナウイルス感染症の第8波の到来に備え、スピード感を持って対応にあたってほしい」との意見が出されましたことを申し添えます。

最後に、本委員会では、所管事務調査のため、閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで、委員各位の御了承をいただいたことも併せて御報告いたします。

以上、本委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げます、教育厚生常任委員会委員長報告といたします。

○議長（金田之治君） 次に、総務産業建設常任委員会委員長 小島昌治君。

〔総務産業建設常任委員会委員長 小島昌治君 登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（小島昌治君） 今定例会におきまして、本委員会に付託されました案件について、11月18日に総務産業建設常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしました。その経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、「宝達山整備事業」、「下水道施設統廃合に伴う合理的な施策について」、「ふるさと納税の返礼品や手数料などの目算について」、「マイナンバーカードの月平均の申請数」などの質疑があり、審査が行われました。

本委員会では、付託案件について慎重に審査した結果、議案5件は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、専決処分の報告第17号は、いずれも原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

委員会の最後に、中山間地等直接支払事業補助金、所司原集落協定についても質疑、質問があり、活発に審議がなされました。議会からは、行政に対して、正確に事実を発表すること、その上に立って、責任の所在をはっきりさせ、一日も早い正しい解決を求める意見が相次ぎました。

最後に、本委員会では所管事務調査のため、閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで、委員各位の御了承をいただいていることも併せて御報告いたします。

以上、本委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げ、総務産業建設常任委員会委員長報告といたします。

以上。

○議長（金田之治君） これで委員長報告を終わります。

◎委員長報告に対する質疑

○議長（金田之治君） 次に、日程第2 委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

◎討 論

○議長（金田之治君） これより議案全般にわたっての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（金田之治君） これより採決に入ります。

まず、議案第47号 令和4年度宝達志水町一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、いずれも可決です。議案第47号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金田之治君） 起立全員です。したがって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、議案第48号 令和4年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から議案第51号 令和4年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）までの議案4件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、いずれも可決です。議案第48号から議案第51号までの議案4件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第48号から議案第51号までの議案4件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、議案第52号 令和4年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第2号）から議案第53号 令和4年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第1号）までの議案2件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、いずれも可決です。議案第52号から議案第53号までの議案2件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第52号から議案第53号までの議案2件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、議案第54号 令和4年度宝達志水町病院事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、いずれも可決です。議案第54号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、議案第55号 地方公務員の定年延長に伴う関係条例の整備等に関する条例についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第55号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金田之治君） 起立全員です。したがって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、報告第17号 専決処分の報告について、専決第13号 令和4年度宝達志水町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、いずれも承認です。報告第17号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、報告第17号は委員長の報告のとおり承認されました。

◎日程の追加

○議長（金田之治君） お諮りいたします。ただいま議案8件が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、これを日程に追加し、

直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程を書記に配付させます。

〔追加日程配付〕

◎追加議案の上程・説明

○議長（金田之治君） それでは、追加日程第1 議案第56号 令和4年度宝達志水町一般会計補正予算（第9号）から発委第3号 宝達志水町議会の議員報酬等の特例に関する条例についてまでの議案8件を一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 今定例会に追加にて提案いたします補正予算関係4件、条例関係3件について御説明申し上げます。

まず、議案第56号 令和4年度宝達志水町一般会計補正予算（第9号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ664万7,000円を追加し、総額を87億3,619万7,000円とするものであります。

人事院勧告に伴う給与等の一部改正による人件費の補正のほか、マイナンバーカードの申請・交付が増加していることから、関連業務を行う会計年度任用職員を増員する経費を民生費において追加するものであります。

次に、議案第57号 令和4年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第3号）から議案第59号 令和4年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第2号）の3つの議案については、一般会計と同様に人事院勧告に伴う人件費の補正を行うものであります。

続きまして、条例関係について御説明いたします。

まず、議案第60号 宝達志水町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び議案第61号 宝達志水町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、本年8月に人事院が、民間給与と公務員給与の格差を考慮し、公務員の期末・勤勉手当を民間の支給割合に見合うように引上げ勧告を行ったことを受け、一般職の職員に準じて期末手当の支給割合を0.05か月引き上げ、3.25か月とするものであります。

次に、議案第62号 宝達志水町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、主な内容といたしまして、民間給与の実態を反映し、月例給及び期末・勤勉手当を引き上げる内容の人事院勧告に準拠して、本町におきましても、若年層の月例給を引き上げるとともに、期末手当及び勤勉手当の支給月額を4.30か月から4.40か月に、0.10か月引き上げる改定を行うものであります。

以上で案件の提案理由説明を終わりますが、何とぞ慎重なる御審議の上、適切なる決議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（金田之治君） 次に、議会改革特別委員会委員長 林 稔君。

〔議会改革特別委員会委員長 林 稔君 登壇〕

○議会改革特別委員会委員長（林 稔君） 発委第3号 宝達志水町議会の議員報酬等の特例に関する条例についてであります。

本条例の制定理由については、町議会議員の職責及び町議会への町民の信頼の確保に鑑み、議員が町議会の会議を長期欠席した場合等における議員報酬及び期末手当の支給の特例を定めるものであります。

内容については、長期欠席の議員の議員報酬等の支給割合を180日を超えた日から100分の70、365日を超えた日から100分の60とするものであります。

以上、提案の趣旨を述べましたが、議員各位の御理解をいただき、適切な御決議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（金田之治君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎議案に対する質疑

○議長（金田之治君） ここで、議案に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

◎討 論

○議長（金田之治君） 次に、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（金田之治君） これより採決に入ります。

まず、議案第56号 令和4年度宝達志水町一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第56号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金田之治君） 起立全員です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、議案第57号 宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第3号）から議案第59号 宝達志水町下水道事業会計補正予算（第2号）までの議案3件を一括して採決いたします。

議案第57号から議案第59号までの議案3件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第57号から議案第59号までの議案3件は原案のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、議案第60号 宝達志水町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第60号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金田之治君） 起立多数です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、議案第61号 宝達志水町常勤の特別職の職員の給与に関する

る条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第61号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金田之治君） 起立多数です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、議案第62号 宝達志水町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第62号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（金田之治君） 起立全員です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、発委第3号 宝達志水町議会の議員報酬等の特例に関する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

◎各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（金田之治君） 次に、各委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、各委員会の所管事務及び所掌事務調査のため、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議・閉会

○議長（金田之治君） これをもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和4年第4回定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時48分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 金 田 之 治

署名議員 松 浦 文 治

署名議員 林 稔